

31川健介保第728号
令和元年9月19日

市内地域包括支援センター設置者様

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長

令和元年10月以降の介護予防支援業務等の委託料について（通知）

日ごろより、本市介護保険事業の運営に多大なる御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年10月以降の介護報酬改定により、介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費の金額が変更となります。

これに伴い、現在居宅介護支援事業者との間で行っている介護予防支援業務等の一部委託にかかる契約において、契約内容等の変更を行う必要がある場合がありますので、御留意ください。

なお、上記により契約内容の変更を行った場合について、委託料にかかる「代理受領委任状（様式第1号）」を再度提出していただく必要はありません。

また、契約内容の変更に際しては別添資料を御参照ください。

報酬改定等で御多忙な中申し訳ありませんが、御協力の程宜しくお願いいたします。

（介護保険課給付係 担当）

電話 044-200-2687

FAX 044-200-3926

消費税引上げに伴う単位数の変更について

令和元年度10月より消費税引上げに伴い単位数が変更になります。下記のとおり契約書の記載例を御参考にしてください。

参考例

(委託料)

第〇条 本契約に基づき甲から乙に支払われる委託料は次の各号のとおりとする。

- (1) 介護予防支援費、介護予防ケアマネジメントA又は介護予防ケアマネジメントBは、1件当たり3,833円とする。
 - (2) 初回加算、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算及びインフォーマル加算は1件当たり2,668円とする。
 - (3) 委託強化加算は1件当たり1,668円とする。
- 2 前項各号の委託料には、取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。
- 3 乙は、介護予防サービス・支援計画書を作成するにあたって、乙の通常のサービス提供地域外に訪問・出張する場合には、当該要支援者等から交通費（実費）の支払いを受けることができる。

※ 神奈川県国民健康保険団体連合会を介して介護予防ケアマネジメント業務の委託料を直接委託先居宅介護支援事業者へ支払う場合、介護予防支援業務の委託料同様、委託率は委託強化加算を除き80%となります（介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費のうち、8割が委託先居宅介護支援事業者へ、2割が地域包括支援センターに支払われます。）。

ただし、神奈川県国民健康保険団体連合会を介さずに、地域包括支援センターから委託先居宅介護支援事業者へ委託料の支払を行う場合は、地域包括支援センターと委託先居宅介護支援事業者との契約に基づき任意の委託率を設定することは差し支えありません。